



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第561号 令和5年3月17日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
8 1	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
8 2	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
8 3	保安林を指定する件	森林整備課
8 4	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
8 5	都市計画事業の変更を認可した件	同
8 6	同	同
8 7	同	同

【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
3	博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
2 0	令和5年4月9日執行予定の徳島県知事選挙における立候補の届出及び立候補の辞退の届出の受付の場所を告示する件	
2 1	令和5年4月9日執行予定の徳島県知事選挙における立候補の届出の受付の順序を定める方法を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表 題	担当課名
2 2	令和5年4月9日執行予定の徳島県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる最初の日を定める件	
2 3	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定した旨の報告があった件	
2 4	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設の指定を取り消した旨の報告があった件	
2 5	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた施設の名称について変更した旨の報告があった件	

【公安委員会規則】

番号	表 題	担当課名
1	交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	
2	徳島県警察組織規則の一部を改正する規則	
3	組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則	

徳島県告示第八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設及び第七十二号に規定するし尿処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年三月十七日から

令和五年四月七日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第八十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
交通事故現場用三次元レーザー計測図化システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課装備管理室
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和五年一月十二日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目四 一
- 五 落札金額
六十万七千二百円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年十一月十五日

徳島県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林の所在場所

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二（次の図に示す部分に限る。）、三八の五、三八の六、三八の八から三八の一〇まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市立江町字露ノ本一三三番一の一部	板野郡松茂町笹木野字八 山開拓一七二番地一 i v e s t y l e 七 一 ○五号室	濱田 拓実
吉野川市鴨島町牛島字中開西一九三〇番一 及び二六四六番一四の一部	徳島市北島田町二丁目二 九 一 九	社 RAKUDO株式会社
板野郡北島町北村字三町地三四番五、三五 番一 一 及び三四番五地先町有地	同 大原町池ノ内三五 番地の三	小林 実 小林 美香

徳島県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 国府東都市下水路

三 事業施行期間

昭和五十四年三月十三日から

令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 田宮西都市下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年九月九日から

令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

吉野川市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 吉野川公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月二十五日から

令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県教育委員会規則第三号

博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和三十四年徳島県教育委員会規則第七号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）
（第二十二條の規定に基づき、博物館の登録に關し必要な事項を定めることを目的とする。）

（登録の申請）

第二条 法第十二條第一項の登録申請書は、様式第一号によるものとする。

（登録の審査）

第三条 徳島県教育委員会は、法第十二條の規定による博物館の登録の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査により、当該申請の内容を審査するものとする。

（博物館登録原簿）

第四条 法第十四條第一項の博物館登録原簿は、様式第二号によるものとする。

（変更の届出）

第五条 法第十五條第一項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（様式第三号）により行わなければならない。

（運営状況の定期報告）

第六条 法第十六條の規定による報告は、毎事業年度終了後三月以内に、博物館運営状況報告書（様式第四号）により行わなければならない。

（廃止の届出）

第七条 法第二十條第一項の規定による廃止の届出は、博物館を廃止した日から起算して二十日以内に、博物館廃止届（様式第五号）により行わなければならない。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に關し必要な事項は、徳島県教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に発生した事項につき博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号。以下「改正法」という。）による改正前の博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三條第一項又は第十五條第一項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

3 改正法附則第二条第四項の規定により改正法による改正後の博物館法第十一条の登録

を受けたものとみなされる博物館に係る博物館登録原簿の様式は、当該博物館が同条の登録を受けるまでの間は、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名

次のとおり博物館の登録を受けたいので、博物館法第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 博物館の名称及び所在地
- 2 特記事項

様式第2号(第4条関係)

博物館登録原簿

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
備考		

登録	番号		登録 年月日	年 月 日
----	----	--	-----------	-------

変更 登録	変更年月日	

	変更事由	
	変更年月日	

	変更事由	
変更年月日		

変更事由		

博物館登録事項変更届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名
登録番号

次のとおり博物館法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したいので、同法第15条第1項及び博物館の登録に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変 更 事 項	設置者の名称	変更前	
		変更後	
	設置者の住所	変更前	
		変更後	
	博物館の名称	変更前	
		変更後	
	博物館の所在地	変更前	
		変更後	
変更予定年月日			
変更する理由			

様式第4号(第6条関係)

博物館運営状況報告書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名

博物館法第16条及び博物館の登録に関する規則第6条の規定により、博物館の運営の状況について、関係書類を添えて報告します。

博物館廃止届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項及び博物館の登録に関する規則第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 博物館の名称及び所在地
- 2 登録番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後の処置

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

令和五年四月九日執行予定の徳島県知事選挙における立候補の届出及び立候補の辞退の届出の受付は、次に掲げる場所において行う。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一 午前八時三十分から午前十時まで

徳島市万代町三丁目五番地一 徳島グランヴィリオホテル内 福寿

二 午前十時から午後五時まで

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

令和五年四月九日執行予定の徳島県知事選挙における立候補の届出の受付は、選挙の期日の告示の日の午前八時三十分現在において、徳島市万代町三丁目五番地一徳島グランヴィイリオホテル内福寿に到着している者に限り、くじでその順序を定める。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中

田

丑

五

郎

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、令和五年四月九日執行予定の徳島県知事選挙における候補者が同条第一項のポスター掲示場と同法第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定める。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会告示第二十三号

阿南市選挙管理委員会、美馬市選挙管理委員会及び佐那河内村選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
那賀川スポーツセンター	阿南市那賀川町苅屋三五四番地一
穴吹農村環境改善センター一階多目的ホール	美馬市穴吹町穴吹字安成七三番地
佐那河内村農業総合振興センター	名東郡佐那河内村上字中辺七四番地一

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

徳島市選挙管理委員会及び佐那河内村選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設の名称	所在地
徳島県青少年センター 大会議室	徳島市徳島町城内二番地の一
佐那河内村役場 三階ホール	名東郡佐那河内村下字中辺七一番地一

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、次のとおり変更した旨の報告があった。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	桑島地区コミュニティセン ター	
変更 事項	名 称	
変 更 の 内 容	変更前	鳴門市桑島老人憩いの家
	変更後	桑島地区コミュニティセンター

徳島県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県小松島警察署の部署所在地の項から坂野町駐在所の項までを次のように改める。

ひのみね交番	小松島市中田町 字新開33番地の 2	小松島市のうち 小松島町 神田瀬町 松島町 堀 川町 南小松島町 横須町 金磯 町 芝生町 日開野町 新居見町 田浦町 前原町 江田町 中田 町 中郷町
立江町駐在所	小松島市立江町 字鍋寺122番地 の4	小松島市のうち 田野町 立江町 櫛淵町
あかいし交番	小松島市赤石町 7番67号	小松島市のうち 豊浦町 和田津開町 赤石町 大 林町 坂野町 間新田町 和田島 町

第2条の表徳島県牟岐警察署の部海陽町浅川駐在所の項から海陽町宍喰駐在所の項までを次のように改める。

大里交番	海部郡海陽町大 里字松ノ本3番 地8	海部郡海陽町のうち 相川 浅川 大里 小川 神野 四方原 熟田 多良 平井 吉野 若松 鞆浦 奥浦 高園 野江 芝 吉田 富田 大井 中山 櫛川
海陽町宍喰駐在 所	海部郡海陽町久 保字松本123番 地7	海部郡海陽町のうち 宍喰浦 久保 日比原 尾崎 芥 附 広岡 角坂 塩深 小谷 船 津 久尾

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

徳島県公安委員会規則第二号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九号」の下に「。以下「組織条例」という。」を加える。
第二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「及び監査室」を「、監査室及び施設管理室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「警務部に」の下に「、前項に掲げるもののほか」を加え、「九課」を「六課」に改め、「総務課」、「拠点整備課」及び「情報管理課」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

警務部に、企画・サイバー警察局（以下「局」という。）を置き、局は、組織条例第三条第一号から第七号まで、第二十三号から第二十五号までに掲げる事務をつかさどる。
2 局に、次の三課を置く。

総務企画課

情報管理課

サイバー戦略推進課

第三条（見出しを含む。）中「総務課」を「総務企画課」に改め、同条第十号中「第六条の二第三号」を「第三条の二第三号」に改める。

第三条の二を第三条の四とし、第三条の次に次の二条を加える。

（情報管理課）

第三条の二 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電子計算組織の管理及び運用に関すること。
- 二 電子計算組織に係る情報の管理及び照会業務に関すること。
- 三 ITの調査及び研究に関すること。
- 四 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

（サイバー戦略推進課）

第三条の三 サイバー戦略推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サイバー事案に係る警察の運営に関する企画及び調整に関すること。
- 二 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 サイバー事案の防止対策に関すること。
- 四 犯罪捜査における電磁的記録の解析その他技術的な支援に関すること。

第四条第一項第二号中「物品」を「財産及び物品」に改め、同項に次の二号を加える。

七 庁舎の営繕に関すること。

八 拠点整備に係る総合調整に関すること。

第四条第二項中「第二号」の次に「（物品の管理及び処分に関するものに限る。）」を

加え、同条に次の一項を加える。

4 施設管理室は、第一項に掲げる事務のうち第二号（財産の管理及び処分に関するものに限る。）、「第七号及び第八号の事務をつかさどる。」

第四条の二を削る。

第六条の二を削る。

第八条中「五課」を「四課」に改め、「生活環境課」を削る。

第九条第九号を第十七号とし、同条第八号の次に次の八号を加える。

九 生活経済関係事犯の取締りに関すること。

十 生活環境事犯の取締りに関すること。

十一 銃砲刀剣類等の取締りに関すること（第十四条第八号に規定するものを除く。）

十二 火薬類、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。

十三 核原料物質、放射性同位元素、特定物質、届出対象病原体等の取締りに関すること。

十四 売春関係事犯及び風俗関係事犯の取締りに関すること。

十五 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

十六 第九号から第十五号までに掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十四条第三号中「対策」を「の取締り」に改め、同条第五号中「捜査」を「取締り」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号中「捜査」を「対策」に改め、同号を同条第十号とする。

第二十八条第一項の表警務部の部理事官の項を次のように改める。

局長	上司の命を受けて局の事務を掌理する。	警	視
----	--------------------	---	---

第二十八条第三項本文中「監査室」の下に「、施設管理室」を加え、同項の表監査室の部監査室長の項の次に次のように加える。

指導官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警	部
-----	---------------------------------	---	---

第二十八条第三項の表監査室の部の次に次のように加える。

指導官	施設管理室長	上司の命を受けてその所掌に属する事務を掌理する。	警察官以外の警察職員
	指導官		
		警	部

施設管理室			験を必要とする事務を処理する。	
室長補佐	専門官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警察官以外の警察職員	
		上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員	

第二十八条第四項の表総務課の部中「総務課」を「総務企画課」に、「企画調整官」を「企画官」に改め、同部の次に次のように加える。

情報管理課	情報管理官	電子計算組織の管理及び運用並びに情報セキュリティ対策の総合調整に関すること。	警	視
	情報管理幹官	電子計算組織の管理及び運用並びに情報セキュリティ対策の総合調整に関すること。	警察官以外の警察職員	
サイバー戦略推進課	サイバー戦略推進管理官	サイバー事案に係る警察運営の企画及び指導に関すること。	警	視
	サイバー戦略推進調査官	サイバー事案に係る警察運営の企画及び指導に関すること。	警	部

第二十八条第四項の表拠点整備課の部を削り、同表警務課の部警務管理官の項の次に次のように加える。

特任調査研究官	警察行政の企画・立案を支援するための調査、研究等に関すること。	警	視
---------	---------------------------------	---	---

第二十八条第四項の表留置管理課の部留置管理調査官の項の前に次のように加える。

留置管理官	留置管理の企画及び指導の統括に関すること。	警	視
-------	-----------------------	---	---

第二十八条第四項の表情報管理課の部を削り、同表生活安全企画課の部に次のように加える。

生活安全特別捜査管理官	生活経済関係事犯、生活環境事犯等の生活安全関係事犯の捜査及び指導に関すること。	警	視
-------------	---	---	---

第二十八条第四項の表生活環境課の部を削り、同表捜査第二課の部特殊詐欺対策官の項を次のように改める。

総括情報官	組織犯罪対策の企画指導及び分析に関すること。	警	視
-------	------------------------	---	---

第二十八条第四項の表捜査第二課の部組織犯罪対策官の項中「組織犯罪情報」を「組織犯罪の取締り」に改める。

第三十一条の表課長代理の項中「警部」を「警部又は警部補」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第3号

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

徳島県公安委員会委員長 米澤和美

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則

(刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第1条 刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

I 次の語に代る者

徳島県警察本部及び徳島県警察組織規則(昭和四十三年徳島県公安委員会規則第1号)第11条第1項の表に掲げる語及び同条

II 次の語に代る語及び上の階級にある者(下に規定する者を除く。)

徳島県警察本部の総務課(ハイパー戦略推進課に限る。)、生活安全部、犯罪捜査課、及び徳島県警本部に属する者

(徳島県公安委員会運営規則の一部改正)

第2条 徳島県公安委員会運営規則(昭和29年徳島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第八条中「総務課長」を「徳島県警察本部総務課企画・ハイパー戦略推進課企画課長」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則)

第3条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年徳島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2号を第3号とし、第1号中「生活安全部」を「警務部(サイバー戦略推進課に限る。)、生活安全部」に改め、「者」の次に「(第1号に規定する者を除く。)」を加え、同号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 徳島県警察本部の部長及び局長の職にある者

(徳島県公安委員会公文書管理規則の一部改正)

第4条 徳島県公安委員会公文書管理規則(平成13年徳島県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務課長(以下「総務課長」を「企画・サイバー警察局総務企画課長(以下「総務企画課長」に改める。

第8条、第9条及び第12条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(徳島県公安委員会公印規則の一部改正)

第5条 徳島県公安委員会公印規則(平成15年徳島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務課長」を「企画・サイバー警察局総務企画課長」に改める。

(公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部改正)

第6条 公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則(平成19年徳島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務課」を「企画・サイバー警察局総務企画課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。